

第36回南島原市農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年3月26日(月)午後3時30分～午後4時10分
- 2 開催場所 有家庁舎2階会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 2番 | 山口繁富 | 3番 | 永池弘美 | 4番 | 伊藤忠雄 | 5番 | 松尾孝明 |
| 6番 | 水田 勇 | 7番 | 増田 篤 | 8番 | 植木健太郎 | 9番 | 廣瀬博一 |
| 12番 | 山下勝也 | 13番 | 本多利任 | 14番 | 木下勝徳 | 15番 | 山本幸彦 |
| 16番 | 太田義基 | 17番 | 江島敏彦 | 18番 | 多比良豊徳 | 20番 | 中村 久 |
| 22番 | 竹下正廣 | 23番 | 中野裕二 | 24番 | 長橋世紀 | 25番 | 岩永豊一 |
| 26番 | 小川一英 | 27番 | 平 光正 | 29番 | 中村吉隆 | 30番 | 志岐好春 |
| 31番 | 太田香代子 | 32番 | 井村正則 | 33番 | 寺田健蔵 | 35番 | 高原照夫 |
| 36番 | 松川 正 | | | | | | |
- (会長) 中川繁憲
- 4 欠席委員
- | | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 金子初夫 | 11番 | 下田 康 | 19番 | 岡本敬一 | 21番 | 本多勝則 |
| 28番 | 下田 泉 | 34番 | 隈部政博 | | | | |
- 5 議事録署名委員
- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 3番 | 永池弘美 | 30番 | 志岐好春 |
|----|------|-----|------|
- 6 事務局出席者
- | | | | |
|------|-------|------|------|
| 綾部洋一 | 松尾 強 | 森 貴之 | 松本誠也 |
| 長池和憲 | 野中美和子 | | |

[日 程]

- 議案第176号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第177号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第178号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第179号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第180号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について
- 議案第181号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 議案第182号 諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業(畑地帯担い手育成型)(区画整理工種)の計画変更に伴う土地改良法第3条資格者証明願について
- 議案第183号 諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業(畑地帯担い手育成型)(農業用排水施設工種)の計画変更に伴う土地改良法第3条資格者証明願について

事務局(〇〇) 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第36回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、11番下田委員、21番本多委員、28番下田委員、34番隈部委員の4名から欠席の届け出が、32番井村委員からは遅刻の届け出があっております。まだ数名出席されていない

委員もおられますが、過半数には達しておりますので、総会は成立いたしております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第36回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、先日の総会の人事案件で承認いただいたように、〇〇と〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ退職され、新たに〇〇の出身の〇〇さんと〇〇出身の〇〇さん、〇〇出身の〇〇さんが来られるようになりました。

今月をもって退職なされる〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんにおかれましては、長年にわたりさまざまな業務で頑張っていたことに対して改めて感謝申し上げます。退職後におかれましても、今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

さて、農業者年金の加入推進につきましては、委員の皆様には最後の最後まで頑張っていたいただき、市全体で32件という実績を上げていただきました。まことにありがとうございました。現在の委員としては最後の年でしたが、素晴らしい成績ではなかったかと思えます。

本日は、総会終了後、今月末でお別れとなる退職職員並びに臨時職員の送別会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局長から、36名中、本日の欠席4名と数名がまだ出席しておりませんが、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に30番志岐委員、3番永池委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第176号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 失礼します。2ページをお願いします。

(議案第176号 番号1～15を朗読)

なお、2番から4番及び12番から15番につきましては、営農計画書が提出されておまして、4ページから5ページでございます。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、4号の農作業に常時従事すると認められない者、5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、いずれの案件も全て許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番から4番は深江の案件で、3番、4番は布津の土地の所在となっておりますが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

5番は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議 長 6番から10番までは有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 11番は西有家の案件ですが、いかがでしょうか、西有家の委員さん。

(「異議なし」との声)

議 長 12番から15番までは加津佐町の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議 長 全体で何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 意見がないようですが、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可することに決定いたします。

次に、**議案第177号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 第4条の規定による許可申請について。

1番です。西有家町〇〇、〇〇さん、有家町〇〇、畑、畑、263㎡。転用の目的、一般住宅用地。現在、借家住まいで、申請地に隣接する宅地に両親が暮らしており、両親も高齢になり、本申請地に住宅を建築したい。農振内農用地外です。本件は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であり、第2種農地であると思われます。建築面積が39.75㎡の木造2階建て住宅の計画です。切土、盛土は行わず現状のまま利用。南の道路側と西側には既存の石垣がございます。隣地農地が西側にございますが、2から4mの緩衝地を設けて建築されますので、日照等影響はないと思われます。住宅での雨水は溜枳經由で南側の道路側溝へ、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理され、同様に南側の道路側溝へ流されます。資金は借入金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇番〇〇委員からお願いします。

〇番〇〇委員 〇番。去る22日の午前9時45分ごろから〇〇を出発しまして、〇〇を上りますと〇〇の方面にたどり着きますけれども、左側に行くと〇〇、右側に〇〇がございます。その〇〇から50mぐらいの〇〇に行く途中のところございまして、今、説明がございました、全ての面において何らいけないということはなかったようでございますので、適当じゃないかなということで見てまいりました。以上です。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達することといたします。

議 長 次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 2番です。南有馬町〇〇、〇〇さん、南有馬町〇〇、田、田、886㎡。転用の目的、太陽光発電施設用地。申請地に太陽光発電施設49.5キロワットを設置したい。農振内農用地外です。本案件の農地区分は「市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、

その規模が10ha未満」であり、第2種農地であると思われます。転用目的の太陽光発電施設ですが、パネル数は200枚、高さは2m程度に抑えられ、設置面積は約306㎡となっております。造成については現状のまま利用、周囲にはフェンスを計画されております。雨水は自然流下・自然浸透となっております。資金については、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を○番○○委員からお願いします。

○番○○委員 ○番○○です。3月22日の2時半より○○委員と事務局2名で見てまいりました。場所は国道○○線の○○地区で、国道から入って200mぐらいの場所です。見てのとおりハウスが建っていましたが、何せ古いということでもろもろで、ちょっとし切れないということで太陽光をやるということでした。排水は、横が川で、今僕が写真に写っているところが水路があって、排水は大丈夫だと思います。あと、周りの畑にも話をしているということで、よかったんじゃないかと思います。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ハウスを撤去してソーラーを設置するということですね。

意見はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達することといたします。

次に、**議案第178号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) 5条の規定による許可申請について。

1番、大阪市、○○さんから、深江町○○、○○さんへ、深江町○○、畑、畑、326㎡。転用の目的、盆栽の販売・展示場用地。申請地を盆栽の直売・展示場として利用したい。権利の内容、売買。時期、許可あり次第。期間、永久。農振内農用地外です。本件は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であり、第2種農地であると思われます。申請者は、本申請地の隣接地に住んでおり、敷地内で盆栽の育成展示販売をしていますが、規模を広げようと本申請をされています。許可になれば、手狭になった自宅敷地展示分は整理し、新たな育成・展示部分に移されます。土地につきましては現状のまま利用、周囲には既存の石垣があり、唯一隣接する北西の農地よりも一段低いため、影響はないものと思われます。雨水については自然流下・自然浸透となります。資金は自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を○番○○委員からお願いします。

○番○○委員 ○番○○です。今月の22日の9時回ったころから、事務局3名と○○委員と5名で現地を見てまいりました。現場は○○線のちょっと横のほうです。○○の真横になりますけれども。申告されている土地の下側は赤線で、南側は大きな川がありまして、別段排水も心配なく、問題ないと見てまいりました。審議のほどをよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達することといたします。

議長 次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 2番、島原市、〇〇さん、有家町〇〇、〇〇さんから、愛知県知多市、〇〇さん夫婦へ、有家町〇〇、畑、畑、25㎡外1筆、2筆合計352㎡。転用の目的、一般個人住宅。帰郷するため申請地に住宅を建築したい。権利の内容、売買。時期、許可あり次第。期間、永久。農振外です。持ち分、2分の1ずつとなっております。本件は「市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、〇〇の周囲おおむね500m以内の区域」であり、第2種農地であると思われます。建築面積が123㎡の木造平屋建ての住宅を建築する計画です。切土等行わず現状のまま利用、隣接農地は南側にありますが、境界の既存ブロックにもう一段継ぐようにし、また緩衝地を設けて建築されますので、影響はないものと思われます。住宅での雨水は溜枳経路で、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理され、どちらも北西側の道路側溝へ流されます。資金は借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇番〇〇委員からお願いします。

〇番〇〇委員 〇番。これも去る22日の9時45分から出発しまして、随時ということで時間ははっきり覚えておりませんが、〇〇委員を含め事務局3名、5名で見えてまいりました。〇〇から50mぐらい上のところまでございまして、〇〇の入り口に当たります。説明のとおり何ら問題点はないということで見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達することといたします。

次に、**議案第179号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が12件で2万237㎡、所有権移転が5件で6,417㎡となっております。

それでは個別の案件について朗読します。なお、賃貸借権の再設定については朗読を割愛させていただきます。

(議案第179号 賃貸借権 番号1～6新規設定、所有権 番号13～17を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 ご意見がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第180号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） この件につきましては、前回までの総会で協議していただいた集積計画決定分のものになります。読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告をいたします。

次に、**議案第181号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案第181号です。この分は、昨年7月から8月に、皆さん方で農地パトロールをしていただきましたが、そのうちの荒廃農地について、委員さんから非農地判断すべきとして挙がってきた農地の非農地通知候補一覧でございます。その後、市の農林課、農村整備課、税務課、地籍調査課に通知を出しまして、問題がないかどうかの確認をしていただきました。そして、その後に所有者の方や相続人も含めまして2月に事前通知を行っており、通知内容としましては、非農地として認めていいかどうかでありまして、そのうち、通知を出した8件の方から異議等の申し出がありました。その分を除いて、今回皆さん方に非農地判断をしていただきたいということで提案をさせていただいております。

今回、北有馬町と南有馬町で68筆5万3,823㎡、所有者の方が32名となっております。この分につきましては、一番右端に書いております農地・非農地判断結果欄、全て非農地という判断で提案をさせていただいております。地目については、農地台帳と登記簿上それぞれ書いておりますけれども、今回判断していただきますのは、一番右の欄に書いてあります非農地との判断でございます。

非農地の判断が得られれば、その後の事務といたしましては、所有者の方や、その相続人の方に非農地通知というのを通知することになります。その場合、実際の登記はこちらで強制的に変えることができませんので、非農地通知と一緒に地目変更申請も行ってくださいというような地目変更登記を促すような通知を出したいと思っております。それに伴い、市と長崎県、それと法務局、それらに非農地通知一覧というような格好で非農地通知を出したという通知を出すこととなります。もちろん、非農地という判断がなされれば、農業委員会事務局にあります農地台帳についても農地ではないという整理を行っていくという手続になっていきます。

皆さん方には、この案件について非農地判断をしていいかどうかの決定をしていただければと思っております。名簿は13ページから15ページ。16ページから22ページまで地図を表示しておりますけれども、16ページから22ページまでの赤の枠で囲んであるところが、今回、非農地判断をする場所ですので、よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。59番から66番までが〇〇委員の案件でありますので、それを省きまして審議したいと思います。何かご意見、ご質問等ありませんか。北有馬の案件が19番、それ以降は南有馬の案件となっております。農地パトロールで確認をしていただいたところの中に入っているかと思いますが、何かご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、耕作放棄地の農地・非農地の判断については、農地・非農地の判断結果欄に非農地の記載がある土地については、農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定いたします。
続きまして、59番から66番までの審議に入りたいと思いますので、〇〇委員の除斥をお願いいたします。

——〇番〇〇委員退席——

議長 15ページの59番から66番までに対して、何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農地法第2条第1項の規定に該当しないと決定をいたします。
〇〇委員の入席をお願いします。

——〇番〇〇委員入席——

議長 次に、23ページです、**議案第182号 諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業(畑地帯担い手育成型)(区画整理工種)**の計画変更に伴う土地改良法第3条資格者証明願について。続きまして、**議案第183号**は、同じ事業の中で、2号は区画整理事業工種、3号につきましては同じく農業用排水施設の工種となっておりますので、182号、183号、同時に審議してよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 では、議案の182号と183号は一括して審議をしたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案182号と183号をあわせてご説明いたします。

深江町の諏訪地区についての土地改良の3条資格書証明につきましては、平成23年11月25日付で証明をしておりましたが、今回、事業費等内容変更になるため、その変更について農業委員会の証明を要するものとして証明願が上がってきております。23ページから27ページが区画整理工種、28から32ページまでが農業用排水施設工種分になり、両議案とも対象者は同じ方になっております。

主な変更点は、受益面積が道排水施設面積の増に伴い受益面積が減、工事期間の終了年度が平成29年度から平成32年度へ、事業費について埋蔵文化財保護のための対策工事及び調査記録のための測量設計費等により増加している点となります。

本議案について、事業の変更として、事業に参加される方について、土地改良法に基づく3条資格を農業委員会で審議し、有資格者と判断する場合はその資格の証明をすることになります。

対象となるのは、整備をしようとする受益地の所有者になります。また、賃貸借とか使用貸借に基づいている場合は耕作者となっております。

今回、事業の担当部署から名簿が作成され、市長から農業委員会に対象者について有資格者証明願が提出されており、それに基づき議案を作成しております。

ここで見ていただくのは、この中で万が一死亡者がいないかどうかを特に見ていただきたいと思っております。今回、ほとんどの方が深江町にお住まいの方で、他の町の方が数名と他市の方が数名いらっしゃいますので、深江の委員さんには、主になってその点をよく確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ただいまご説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 よろしいですか。深江の委員さんが主だと思えますけれども、深江の委員さん、よろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議 長 ご意見がありませんので、議案第182号と183号については資格証明を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって資格証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。